

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	苫小牧市 母子家庭等児童入学援助金関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

苫小牧市は、母子家庭等児童入学援助金関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

苫小牧市長

公表日

平成31年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子家庭等児童入学援助金関連事務
②事務の概要	苫小牧市母子家庭等児童入学援助金支給条例に基づき、小学校又は中学校に入学する児童がいる母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的に入学援助金の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び苫小牧市個人番号の利用に関する条例に基づき、以下の事務において取扱う。 ・申請の受理、支給要件の確認等に関すること ・支給の決定に関すること ＜中間サーバーについて＞ 情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行う。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続する。
③システムの名称	(1)児童福祉システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー (4)住民基本台帳ネットワークシステム (5)既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))
2. 特定個人情報ファイル名	
母子家庭等児童入学援助金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第2項 ○苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第1項 別表1(項番1(7)) 第2項 別表2(項番16)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ ○番号法第19条第8号 (番号法第9条第2項に基づく条例事務に係る情報連携) ＜情報提供の根拠＞ 情報提供しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部こども支援課
②所属長の役職名	健康こども部こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康こども部こども支援課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6416 メールアドレス:kodomosien@city.tomakomai.hokkaido.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康こども部こども支援課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6416 メールアドレス:kodomosien@city.tomakomai.hokkaido.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

[illegible]